

別記様式（第7条関係）

自動車営業設備の概要

営業許可については、本票に基づく申告内容を前提としたうえで許可するものであり、内容を変更する場合は、食品衛生法施行規則第71条の規定に基づく変更届出が必要となる場合があります。

また、申告内容で衛生状態が確保できない場合は、設備の改修等を行っていただく必要があります。

営業者氏名		
営業者住所		
基地施設 所在地	自動車保管場所	
	一次加工所	
取扱 品目	飲食店営業 型 ③はⅢ型 のみ Ⅰ型Ⅱ型は 原則加熱品	①簡易な調理（ □1品目 □複数品目 □飲料の調製 □かき氷 □アイスクリーム類 □④ ①に付帯的な非包装魚介類販売 *Ⅰ型で①と②、②と④を同時に取扱うことはできません。 Ⅰ型Ⅱ型で④を非加熱品と同時に取扱うことはできません。
		②加熱品組合せ・米飯（ □1品目 □複数品目 □米飯の加工調理 *米飯の加工調理はⅡ型Ⅲ型のみ。*Ⅰ型は、1品目のみ。
		③複数工程の調理（ □1品目 □複数品目 □切身魚・生食用魚介類の調製 □生野菜、果物、生クリームを使うメニュー
	食肉処理業	処理する鳥獣の種類（ □1品目 □複数品目 ）計画処理頭数（ □1品目 □複数品目 ）頭/日
営業車の概要		車両番号（ □1品目 □複数品目 ）、車種（ □1品目 □複数品目 ） 車台番号（ □1品目 □複数品目 ）
手洗い設備		流水受槽式設備 材質等（ □1品目 □複数品目 ）、 水栓（踏込式・コック式・ □1品目 □複数品目 ） 消毒方法（ □1品目 □複数品目 ） □手指再汚染防止構造の水栓
洗浄設備		流水受槽式設備（ □1品目 □複数品目 1槽・2槽以上） □手洗い設備と兼用 材質等（ □1品目 □複数品目 ）、消毒方法（ □1品目 □複数品目 ）
給水量 飲食店営業 （ □1品目 □複数品目 型）		L 給湯設備 有□ 無□ □大量の水を要する営業は行わない。□簡易な営業に限る。 下処理（有・無） 一次加工（有・無）
給水量 食肉処理業		L 給湯設備（電気湯沸器・その他 □1品目 □複数品目 ）
排水設備		ポリタンク・その他（ □1品目 □複数品目 ）
食品保管設備		材質等（ □1品目 □複数品目 ） 米飯を扱う場合 電気炊飯器・その他（ □1品目 □複数品目 ）保管温度 □1品目 □複数品目 ℃
食器器具保管設備		材質等（ □1品目 □複数品目 ）
冷蔵設備		冷蔵庫・クーラーボックス・その他（ □1品目 □複数品目 ）
廃棄物容器		ふた付きポリバケツ・その他（ □1品目 □複数品目 ）
作業着・帽子		専用の作業着・帽子・マスク・その他（ □1品目 □複数品目 ）
清掃用具		（ □1品目 □複数品目 ）
食器		使い捨て食器・再使用食器・その他（ □1品目 □複数品目 ）

一次加工又は材料供給確認書

私は下記施設	{ の調理場において原材料の一次加工を行い から材料を供給し }	ます。
屋号 業種 所在地 営業者氏名		

※許可証の写しを添付すること。